

川口 博著

『身分制国家とネーデルランドの反乱』

桜田 美津夫

「ネーデルランドの反乱」（いわゆるオランダ独立戦争）の（真の性格）は何であったのか、という問いに対して、今日の欧米の歴史家たちはいったいどのように答えるのだろうか。たとえば H・H・ローウェンは、

「おそらくその答えは、逆説的に聞かえるかもしれないが、（真の性格）は無かったということであろう。ネーデルランドの反乱はさまざまな闘争が絡み合って、一連の争乱と化したものであった。」^①

と述べる。同じような説明の仕方は、他の史家の評言のなかにもみられる。すなわち、「反乱の担い手はただ一つの同質的集団」ではなく、「ネーデルランド社会のなかの大小無数のグループ間の奇怪な連合体からなっていた」^②のであり、「諸グループ間の組み合わせは絶えず変化した」^③。したがって「今日の懐疑的な歴史家の多くは、反乱の基本的動機は宗教・経済・政治のいっただいどこにあるのかという長年の議論の結果、反乱の主要な原因をものはや突きとめようとしなくなった」^④。かくして新生オランダ共和国は、スミットによれば、「資本主義の勝利へとつながってゆく世界史

の必然的過程の所産ではなく、スペイン政府の貪欲と愚行、地理的環境、軍事状況の推移といった、あまりにも多くの偶然的事実がその早すぎる誕生に重要な役割を演じた」^⑤のである。つまり、ネーデルランドの反乱とその一つの結果としてのオランダ共和国の成立は、さまざまな先行諸条件と反乱過程でもろもろの偶発的事件との解きがたい連鎖のなから自ずと生じてきたものである、ということであろう。しかしこれは、はたして何かを言ったことになるであろうか。反乱が「世界史の必然」でないとするれば、それは単なる「偶然的集積」でしかないのであろうか。

川口博著『身分制国家とネーデルランドの反乱』は、こうした星雲化した歴史像のなかから、事件の核心をなす基本的な対立の構図を読みとり、その歴史的位相を明らかにしようとした、わが国初の本格的「反乱」史研究である。本書の内容は次のとおりである。

序章 「予備的考察」

第一節 「ネーデルランド史——とくに反乱史——の叙述をめぐって」

第二節 「反乱の歴史的位相」

◇第一部（反乱研究の動向——その一端）

第一章 「ヘントの和平、四百年」

第二章 「ネーデルランドの反乱と唯物史観」

◇第二部（ネーデルランド国制史の諸相）

第三章 「十五・十六世紀のネーデルランド全国議会について」

第四章 「ヘントのカルヴァン派独裁（一五七七—一五八四）」

第五章 「議会と主権——オランダ共和国の成立」

◇ 第三部 (フランドルの即位大典)

第六章 「即位大典とネーデルランドの反乱」

第七章 「即位大典をめぐる諸問題」

第八章 「ヨハンナとウェンセスラスの即位大典 (一三五六)

—— 試訳と注解 ——

◇ 第四部 (補論)

第九章 「十七州考」

第十章 「近世初期における産業の自由と規制——ホントスホ

ーテのセー工業を中心に」

各章を構成しているのは基本的には既発表の論文であるが、序章と第九章は今新たに書き加えられたものである。序章の第一節で著者は、地名・人名などのより正確な表記法を示すとともに、わが国の教科書・概説書にみられるネーデルランド史に関する若干の根深い誤解を列挙して、それが事実誤認に由来することを小気味よく説き明かしている。つづく序章の第二節は、これまでの研究成果の総括とも受けとれる要素をふくんでいるので、最後で改めて触れることにして、まずは本論の内容からみてゆくことにしよう。

第一章「ヘントの和平、四百年」は、標題どおり、反乱史上の一大画期をなす一五七六年の「ヘントの和平」——ネーデルランド全「十七州」が内戦状態に終止符を打ち、スペイン軍の国外排除で足並みをそろえた協約——からちょうど四百年にあたる一七六六年に専門誌上に発表された、当該テーマに関する諸研究を紹介し、反乱史研究の現状を概観したものである。なかでも、広範な中間派が反乱の過程で果たした役割を重視する新しい見方を定

着させるきっかけになった、J・J・ウォルチェルの画期的論文「和平創造者たち」"De Vrede-makers" の要約(四四—四八頁)は、その所説の骨子を知るのがに便利である。このウォルチェル説が今日主流派の見方になっているわけは、おそらく、厳格カルヴィニストと対抗宗教改革支持者という左右両極の少数派ではなく、和平を志向する多数の「中央派」に十分注意を払うことによって、旧来のような白黒二価値論的な解釈を避け、より非教条的で陰影に富んだ歴史像を描きだせる利点があるからであろう。また、このほかにも、十六世紀カルヴィニズムの多様性を強調するW・ネイエンハイス、今やネーデルランド宗教改革史研究の第一人者と目されるA・デューク、反乱の国際的文脈を重視するG・パーカー^⑤などの論が順次取り上げられ、最後に、反乱の全体像を把握するには身分制社会秩序の研究を反乱解釈に活かすことが肝要だ、との著者自身の見通しが示されている。

第二章は、反乱のマルクス主義的解釈について、E・クトナー、T・ウイトマン、A・N・チストズヴォノフ、B・テプファアールの見解に検討を加えながら、反乱を「市民革命」または「初期市民革命」ととらえる唯物史観の問題性を論じている。そこから明らかになるのは、資本主義の未成熟にともなう革命的ブルジョワジーの不在、産業が発達した南部で「革命」が成功せず、むしろ社会的緊張の少ない後進地域の北部でそれが成功を収めたこと等等の事実に対し、これらの史家が辻褄合わせのために用いた強引な論法である。そして史的唯物論にありがちな、先行する時代をそのあとに来るより高い段階への踏み台とみなすやり方では、十六世紀の社会経済構造を全体として把握できないとして、当時の

非資本主義的要素に対しても優劣の価値判断をまじえずに実態を明らかにする必要性があると結論づけている。

ところで、本章で紹介されているマルクス主義的史家たちがすべて外国人（非オランダ人）であることは示唆的である。一般にオランダ人「反乱」史家の唯物史観への傾斜は、ある時期を以てある一定の範囲に限られており、こうした一種の「プロクルステスの寝台」に史実を安易にゆだねてしまうナイヴな研究者は皆無といつてよい。現在、反乱史の理解に寄与しうる経済史的研究の例としては、いわゆる「ワーヘニンゲン派」の仕事が挙げられねばならないであろう。B・H・スリヘル・ファン・バート、J・A・フアーベル、A・M・ファン・デル・ワウデといった歴史家たちの、特定地域の人口動態、社会構造、生計の手段などに関する浩瀚な研究は、反乱の政治史とも無関係ではありえない。経済は反乱の「原因」だったのか、それとも「結果」だったのかという難問に、こうした研究をも援用しながら答えてゆくことは、なお残された課題の一つである。

書評にもどると、以上の研究史的考察につづく第二部は「ネーデルランド国制史の諸相」と題されているが、通読すれば自ずと明らかかなように、身分制議會の発展を軸に反乱の前身・序幕・変転・結末を時代順に叙述、分析したものになっている。

まず第三章では、身分制議會の一種であるネーデルランド「全国議會」（スターテン・ヘネール）の起源・構成・運営方式などが手際よく整理され、その特徴である「州権主義」（各州の分立主義）という遠心的力が一つの合力となったものこそ、ネーデルランドの反乱の原動力であったと結論づけられる。そして全国

議會が君主の諮問（協賛）機関から自立的な統治機関へと変質する画期となった一五七六年という時点までの反乱史が簡潔に素描され、全国議會の果たした役割が具体的に示されている。本章で詳細に述べられたネーデルランド全国議會の特質は、他国の身分制議會（パラメント、エタ・ジェネロー、ライヒスターク、コルテスなど）との比較史的研究にとって大いに有益であるだろう。また、この問題に関する邦語文献（たとえば、A・R・マイヤーズ『中世ヨーロッパの身分制議會』など）では、ネーデルランドの事例がほんの申し訳程度にしか取り上げられていないので、その不足を補う意味からも本章の意義は大きいといえよう。

第四章「ヘントのカルヴァン派独裁」は、一五七〇年代後半から八〇年代初めにかけてのきわめて錯綜した政治状況を、ヘント市の急進的カルヴィニストの運動にスポットをあてて読み解こうとしたものであり、伝統的体制の保守を目指す勢力のなかにも、ぬきざしならない内部対立があったことが明らかにされる。末尾の部分で筆者は、急進的カルヴィニストが必ずしも事実上の革新勢力とは限らないことを強調しているが、たしかにプロテスタントとカトリックとの宗派対立が、守旧的か革新的かに関わりなく地域内の既存の政治的・社会的対立緊張関係と結びつきやすかったのは事実であろう。フランスのリヨンでは、伝統的職業の従事者がカトリック、印刷業者などの新興勢力がユグノーになったといわれるし、ネーデルランド最北のグローニンゲン州では、都市グローニンゲンはカトリックの国王政府側、以前から同市と敵しい対立関係にあった周辺農村地帯（オメランデン）は反乱側にくみする結果になった。ヘント市の場合、中世都市体制を昔日の

姿のまま復活させようとするアナタロニスティックな勢力とカルヴィニズムが結びついたのである。

第五章の「議会と主権——オランダ共和国の成立」は、本書のなかの核心をなす論考の一つである。フランス王弟アンジュー公の招聘をめぐって浮かび上がってきた「主権」の解釈という問題が、共和国播種期にどのように受けとめられたか、といった新生共和国における主権はどこにあったのか——これがこの章の問題提起である。当時のネーデルランドでは「主権」はけっして無制限で絶対的な権力とはみなされず、本質上不易である既存の法秩序に主権者もまた従うべきという伝統的な考え方が支配的であった。したがって、ネーデルランドの反乱は「宗教的あるいは社会的なさまざまな契機を含みつつも、基本的には身分制国家という磁場での両磁極、つまり君主権と身分制議会との一大決戦であった」（二七四頁）のである。結局、北部ネーデルランドでは、議会側がこの闘争に勝利し、君主抜き政治体制が出現する。では主権は全国議会にあったのか、それとも代議員の派遣母体である各州議会のほうにあったのかといえ、反乱はついに州権主義を克服しえず、主権はあくまでも各州議会にとどまることになった。つまり「各州別々に主権国家」だったのである。とはいえこの共和国の政治家たちは、「君主制下に作られた諸制度を活用して、いわば古い革袋に新しい酒を慎重に盛ろうとした」。この曖昧で漠然とした新しい国制が、曲がりなりにも機能しえたのは最有力量ホラントの圧倒的な経済力・政治力と同州法律顧問の影響力のおかげであった。身分制国家から絶対主義国家をへて市民国家へという通例の図式に照らしてみれば、たしかに共和国は一種の

「奇型」といえようが、「柔構造の利点」をもつこの国が十七世紀のヨーロッパ文明史上に大きな足跡を残したことはかくれもない事実であり、だとすれば問題は共和国の「奇型」ではなく通例の歴史観そのもののほうであろう、という鋭い問いかけがこの章は終わっている。本章は、著者の長年の取り組みの成果が凝縮された、真に洞察にみちた一編ということができよう。

研究史、事件史につぐ第三部は、「ブラバントの即位大典」（一三五六年）と反乱との関係を論じた、反乱の理念史・政治思想史である。第六章「即位大典とネーデルランドの反乱」では、まずこの中世ブラバントの支配契約のなかの不服従規定が、反乱の法的武器として果たした役割とその有効性が検討される。その「破壊力の強度」、つまり君主自身に対する積極的抵抗権を正当化するか否かについては、「君側の奸」のフィクションや自然法の意味を利かせなければ、それだけでは論拠として不十分であったこと、そしてその「射程の範囲」、つまりブラバント州以外の領国にも適用可能か否かについても議論があったが、結局いずれの場合も理論的決着がつく前に現実には先を越され、北部共和国ではこうした論議の現実的意味は失われたとされる。ついで、ブラバント即位大典に代表される諸特権が前近代の伝統社会のなかでいかなる歴史的意義を帯びたかが問われる。つまり、(一) 諸特権は、反乱指導部によって闘争を正当化するための手段として用いられたのであって、その回復自体は必ずしも目的ではなく、この特権が一種の触媒になって先駆的近代国家を誕生させたのか、それとも(二) 即位大典をはじめとする諸特権は反乱の手段や口実ではなく、まさにそれに典型的に表現された伝統的社会秩序を護

持することが目標であつて、反乱はいわば「保守的革命」だったのか、という問題である。著者は保守的という形容詞にマイナスの、時代遅れのといった価値判断をまじえないことを条件に、後者の(二)の立場を支持している。

これにつづく第七章は「ブラバントの即位大典」そのものの成立事情の分析、第八章は同文書の試訳・注解である。紙幅の関係でここでは詳しく論評できないが、従来邦語文献では身分制国家における抵抗権を保障した文書の例としてその名前が挙げられるのみで、肝心の内容がほとんど知られていなかった、この「ブラバント(あるいはベルギー)のマグナ・カルタ」に関する大変貴重な労作であり、他地域の類似文書との比較的研究へといざなう刺激に富んだ論考になっている。

最後の補論の第九章では、いわゆるネーデルランド全「十七州」なるものの実態が、諸家の分析に依拠しながら検討され、この数字がとうてい正確とはいいがたいこと、この曖昧な数字から共和国を形成した七州を引いて、スペイン政府に帰順した「南部十州」などと称することがいかにナンセンスであるかが強調されている。そして第十章は、ホントスホーテの農村毛織物工業を例にとり、「反乱」前後のネーデルランド初期資本主義の一端に光を当てている。

ここで序章の(二)「反乱の歴史的位相」にもどつて。

まず本論の既発表論文のなかでは十分触れられていない、反乱の宗教戦争としての側面が取り上げられ、ついで反乱を初期市民革命とみなす典型的なマルクス主義的解釈とその不整合性や強引さが明示される。そしてこれを受けていよいよ著者自身による反

乱の歴史的位位置づけが試みられる。十二世紀頃から十八世紀頃までのヨーロッパは身分制社会の時代であり、そこでは遅かれ早かれその不安定な二元性の克服が問題となる。したがって「当反乱は身分制国家の段階において、伝統的な身分制社会秩序の構造を護持しようとする力とあくまでも権力の集中・強化(中央集権)を推進しようとする力との衝突」つまり「身分制国家の二元性の克服に当たつて繰り広げられた身分制議会と君主権との主導権争い」であつた。北部ネーデルランドでは前者が勝利し、共和国が成立した。すなわち身分制国家の時代の最後の国家形態としては絶対主義と並んで議会主権国家がありえたのである。この二つの道は等価、ないし価値評価とは無関係であるとする著者の見解に、評者もまた同意する。そもそも歴史上のある事象を典型とみなし他を例外とみなすのは專横な見方であろう。とまれ、こうして反乱は著者によつて首尾一貫したプロセスとして描きだされる。たしかに著者はあるところで、共和国の国制は「意識的な改革の成果であるよりも、むしろ厳しい国際環境の中で生き残るための対症療法の結果」確立したと書いているが、これは本書評の冒頭で紹介した史家たちのような判断停止を意味しない。反乱を通じてつねに、君主権力の増大に抵抗し伝統的な法秩序を防御するという意図が働いており、反乱指導部はその大目標の実現をめざしながら、時と状況に応じて急場しのぎの決定もしくは決定の繰り延べをかさねてゆき、結果的に新国家の建設へと辿り着いた。オランダ共和国の誕生は、早熟的市民革命の成果などではもとよりありえないとしても、だからといって単なる偶然の集積の結果でもなかつたのである。

以上が本書の概要である。現今オランダの史学界などで優勢になっている解釈の仕方や、注目を集めている視点などは、それらがたとえ教行ほどの何げない言及であったとしても、このなかでほぼ余さず紹介・検討されているといつてよい。その意味でこの書物は、今後「反乱」についていかほどか知識を得ようとする人にとって、まさに必読の書となるであろう。ただ、それにもかかわらず、本書中には十分に収まりきれなかった重要な論点もないではない。たとえば、かつての国民主義的歴史叙述に代わって現在では地域史的研究と国際的文脈への配慮が重視されているが、とくに現在進行中の州ごと、都市ごとの反乱史研究^①——第四章はたしかにそうした一面をもっているが——今後いっそうの注意が払われねばなるまい。わけても一五七二年以降のホラント、モーラント両州の反乱についてはこのアプローチが欠かせない。また、序章である程度補ってあるとはいふものの、反乱と宗教改革との関係もまた、別に一書を著して十分に検討すべき重要なテーマであろう。

ついでに非常にこまかい点についてひとこと。カール五世治世下に中央政府強化のために創設された國務・樞密・財務の三評議会は Collaterale Raden と称されるが、この collateraal という形容詞は、執政の「傍らにある」、執政を「補佐する」評議会というニュアンスであろうから、「並設評議会」(一一四、一二四頁など)よりも「輔弼評議会」とでもしたほうが誤解が少ないのではなからうか。また一一九頁の最後の段落冒頭の「第三節」、「第四節」はそれぞれ「第二節」、「第三節」の誤りであろう。

それはさておき、もともとさまざまな場所に発表された著者の

論致が、こうして手に入りやすい一書にまとめられたことは、当該テーマに関心をいだく人びとにとって何より簡便であろうし、反乱史やベネルクス史を学ぼうとする者の裾野を拡げることにもつながるであろう。また序章の「予備的考察」の部分とはくに、高校世界史の教科書づくりに携わっている人びとに是非とも読んでもらいたいと思う。大半の世界史教科書のなかで、ことネーデルラントに關しては、依然として少なからぬ誤解や間違いが未訂正のまま放置されていると思われるからである。

本書がわが国の西洋史研究や世界史教育に裨益するところは甚だ大きいといえよう。

- ① H. H. Rowen, "The Dutch Revolt: What Kind of Revolution?", in: G. E. Harline (ed.), *The Rhyne and Reason of Politics in Early Modern Europe* (Dordrecht 1992), 59.
- ② S. Groeneweld et al., *De hegel door de herh? De Opstand in de Nederlanden 1559-1609* (Zurphen 1991³), 240.
- ③ E. H. Kossmann & A. F. Mellink (eds.), *Texts Concerning the Revolt of the Netherlands* (London 1974), 1.
- ④ J. W. Smit, "The Netherlands Revolution", in: C. B. Weis et al. (eds.), *Vaderlands Verleden in Veerwoord*, dl. I (Den Haag 1980), 54.
- ⑤ 国際的文脈といつても、バーカーが取り入れたのは事実上スハイン側の視点のみである。ちなみにこのジェフリ・バーカーは最近邦訳された『長篠合戦の世界史』(大久保桂子訳、同文館、一九九五年)の著者である。
- ⑥ たかふち B. H. Slicher van Bath, *Een samenleving onder spanning. Geschiedenis van het platteland van Overijssel* (Assen

1957); J. A. Faber, *Drie eeuwen Frieland* (Wageningen 1972); A. M. van der Woude, *Het Noorderkwartier* (Wageningen 1972) 43-50°

⑦ H. N. ニーヤン (成瀬駒男、宮下涼朗、高橋由美子訳) 『愚者の王国 異端の都市』平凡社、一九八七年、二六頁。

⑧ J. J. Wolter, “Van Katholiek tot Protestant”, in: W. J. Formisna et al. (eds), *Historie van Groningen* (Groningen 1976), 225-226.

⑨ 久米邦武 C. C. Hibben, *Gouda in Revolt* (Utrecht 1983); J. Spaans, *Haarlem na de Reformatie* (Den Haag 1989); G. Janssens, *Brabant in het verweer* (Kortrijk-Heule 1989); H. F. K. van Nierop, *Van ridders tot regenten. De Hollandse adel in de 16 de en de eerste helft van de 17 de eeuw* (Amsterdam 1990) 43-50°

(A 5判 三四三頁 一九九五年十一月 彩流社 五〇〇〇E)

(読書女子大学文学部助教 [redacted])